

# 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則	(農業振興課)	二
告 示		
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正(二件)	(農林水産経営支援課)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(同)	三
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	四
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	五
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	五
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	六
○道路の区域変更	(道路課)	六
○道路の供用開始	(同)	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一〇
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(都市計画課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(医療政策課)	一一
○まだら固定式さし網漁業の制限		一一

ページ

## 規 則

○流し網漁業等の制限  
○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限

一八  
一一

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第百十号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則(平成二十二年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中

- ト 肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号。トにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの
- (1) 規則第二条第一項の規定による認定の申請
  - (2) 規則第三条の二第一項の規定による認定の更新の申請
  - (3) 規則第三条の三第一項の規定による再認定の申請
  - (4) 規則第三条の四第一項の規定による有効期間の延長の申請
  - (5) 規則第五条の規定による返還
  - (6) 規則第六条第一項及び第二項の規定による書換えの申請等
  - (7) 規則第七条第一項の規定による再交付の申請
  - (8) 規則第九条第一項ただし書の規定による交付の請求

ト 肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号。トにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの

	<p>(1) 規則第二條第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第三條の二第一項の規定による認定の更新の申請</p> <p>(3) 規則第三條の三第一項の規定による再認定の申請</p> <p>(4) 規則第三條の四第一項の規定による有効期間の延長の申請</p> <p>(5) 規則第五條の規定による返還</p> <p>(6) 規則第六條第一項及び第二項の規定による書換えの申請等</p> <p>(7) 規則第七條第一項の規定による再交付の申請</p> <p>(8) 規則第九條第一項ただし書の規定による交付の請求</p> <p>チ 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（平成三十年宮城県規則第百八号。チにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第七條第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第九條第一項の規定による認定の更新の申請</p> <p>(3) 規則第十條第一項の規定による取消しの申請</p> <p>(4) 規則第十一條の規定による書換えの申請</p> <p>(5) 規則第十二條の規定による再交付の申請</p> <p>(6) 規則第十四條第一項ただし書の規定による交付の請求</p>
--	--

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一十一号

農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金配分基準規則（昭和六十年宮城県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び職員」を「、農地利用最適化推進委員及び職員」に改める。

第二条第二号中「農家数」を「農業者の数」に改める。

第三条第二項中「農家数」を「農業者の数」に、「経営耕地面積規模別農家数」を「総農家数及び土地持ち非農家数」に改め、同条第三項中「経営耕地中」を「経営耕地の状況中」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第千三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

事業所の名称 サービスおたっしや館ふるかわ	事業所の所在地 大崎市古川稲葉字大江向六	申請者の名称 有限会社ケアフリー	申請者の所在地 加美郡加美町字赤塚二〇二一	指定年月日 平成三十年九月十四日
--------------------------	-------------------------	---------------------	--------------------------	---------------------

二 介護予防通所介護

事業所の名称 サービスおたっしや館ふるかわ	事業所の所在地 大崎市古川稲葉字大江向六	申請者の名称 有限会社ケアフリー	申請者の所在地 加美郡加美町字赤塚二〇二一	指定年月日 平成三十年九月十四日
--------------------------	-------------------------	---------------------	--------------------------	---------------------

○宮城県告示第千三十九号

平成十九年宮城県告示第千三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年十一月三十日から施行する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（はたて貝養殖業）の表宮城県第27加入区の項から宮城県第40加入区の項までを次のように改める。

宮城県第27加入区	宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち陸上の区域
宮城県第28加入区	(欠番)
宮城県第29加入区	(欠番)
宮城県第30加入区	(欠番)
宮城県第31加入区	(欠番)
宮城県第32加入区	(欠番)
宮城県第33加入区	(欠番)
宮城県第34加入区	(欠番)
宮城県第35加入区	(欠番)
宮城県第36加入区	(欠番)
宮城県第37加入区	(欠番)
宮城県第38加入区	(欠番)
宮城県第39加入区	(欠番)
宮城県第40加入区	(欠番)

○宮城県告示第千四十号

平成十九年宮城県告示第千三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年十一月三十日から施行する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（はたて貝養殖業）の表宮城県第52加入区の項中「袖浜」の下に「内山、平瀬、深田」を加え、同表宮城県第56加入区の項中「宮城県漁業協同組合（支所）の地区のうち平瀬、深田の区域」を「(欠番)」に改める。

○宮城県告示第千四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 宮城県第 百八加入 区	区 域 平成十九年宮 城告示第百三 十八号（漁業 災害補償法に 基づく漁業共 済に係る加入 区の設定）に 関する告示を 協	届出年月日 平成三十年十 一月五日	発起人の住所及び氏名 本吉郡南三陸町歌津平 松百三十八一三十八 小野寺 孝治郎 本吉郡南三陸町歌津砂 浜二十九一十五 阿部 国男	養殖業の種類 漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号） 第三号（第九十 八条）の四に規 定するわかめ養 殖業	区域内特定 養殖業者数 三人
----------------------------	--	-------------------------	--	--	----------------------

宮城県 加入区 第一	宮城県 加入区 第八	宮城県 加入区 第七	宮城県 加入区 第十二
平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津	平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津	平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津	平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津
平成三十年十 一月五日	平成三十年十 一月五日	平成三十年十 一月五日	平成三十年十 一月五日
本吉郡南三陸町歌津草 木沢百三十三 及川九十九五 本吉郡南三陸町歌津草 木沢百三十三 及川九十九五	本吉郡南三陸町歌津小 沼四十三 英幸 本吉郡南三陸町歌津小 沼十六章久	本吉郡南三陸町歌津板 橋百三十五 千吉郡南三陸町歌津長 柴四十九一 及川九十九一	本吉郡南三陸町歌津枅 及川三十三 本吉郡南三陸町歌津枅 及川三十三 本吉郡南三陸町歌津枅 及川三十三
漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業
二人	三人	二人	七人

宮城県 加入区 第十二	宮城県 加入区 第六	宮城県 加入区 第十二
平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津	平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津	平成十九年 宮城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に係る加算 の設置)の協 同組合の歌津 地区の歌津 支所の歌津 支所の歌津 支所の歌津
平成三十年十 一月五日	平成三十年十 一月五日	平成三十年十 一月五日
本吉郡南三陸町歌津浪 板百五十五 及川征五 本吉郡南三陸町歌津浪 板百五十五 及川征五	本吉郡南三陸町歌津長 沼五十四 千吉郡南三陸町歌津長 沼五十六 千吉郡南三陸町歌津長 沼五十六	本吉郡南三陸町歌津石 浜百九十二 阿部辰雄 本吉郡南三陸町歌津石 浜四十七 阿部寿雄
漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第三十九号) の四に規定 するわにかめ 養殖業
二人	三人	九人

○宮城県告示第十四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業下志田地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。



た点 点から二三四度二分六・七メートルの地点  
れ点 点から二六五度四分五・三メートルの地点  
そ点 点から三四五度二分九分六一・二メートルの地点

○宮城県告示第千四十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿岸	港漁港海岸	
地区	海岸名	平成三十年十一月三十日宮城県告示第千四十四号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町港地区の港漁港海岸保全区域のうち港漁港区域に接する区域
地区	海岸名	
地区	海岸名	

○宮城県告示第千四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 白石丸森線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市大鷹沢大町字大門九五番二地先から 同市大鷹沢大町字新屋敷二番一地先まで	前	一一・二二	二五・三	二六〇・〇
	後	一一・二二 一七・九		二六〇・〇

○宮城県告示第千四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	白石丸森線	白石市大鷹沢大町字大門九五番二地先から同市大鷹沢大町字新屋敷二番一地先まで	平成三十年十一月三十日

○宮城県告示第千四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
滝沢1	土石流	角田市小坂字滝沢、角田市小坂字南 (次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
滝沢2	土石流	角田市小坂字滝沢、角田市小坂字南 (次の図のとおり)	次の図のとおり	
滝沢3	土石流	角田市小坂字滝沢 (次の図のとおり)	次の図のとおり	
沢入沢2	土石流	角田市平貫字沢入、角田市平貫字堂前 (次の図のとおり)	次の図のとおり	
沢入沢1	土石流	角田市平貫字沢入、角田市平貫字堂前 (次の図のとおり)	次の図のとおり	
引田沢1	土石流	角田市尾山字引田、角田市尾山字大欄、角田市尾山字大橋 (次の図のとおり)	次の図のとおり	
引田沢2	土石流	角田市尾山字引田、角田市尾山字山下 (次の図のとおり)	次の図のとおり	
山下沢	土石流	角田市尾山字山下、角田市尾山字引田 (次の図のとおり)	次の図のとおり	

八神沢	蛇石沢	才ノ前沢	出戸沢	戸持沢	平場沢1	石生沢	林沢5	林沢4	林沢3	林沢2	林沢1	熊ノ前沢2	中平沢2	中平沢1	2 上平沢3	1 上平沢3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
角田市高倉字湯沢、角田市高倉字杉(次の図のとおり)	角田市笠高字蛇石、角田市笠高字滝(次の図のとおり)	角田市笠高字才ノ前、角田市笠高字石生、角田市笠高字平場(次の図のとおり)	角田市笠高字出戸、角田市笠高字戸持(次の図のとおり)	角田市笠高字戸持沢、角田市笠高字平場(次の図のとおり)	角田市笠高字平場、角田市笠高字大関(次の図のとおり)	角田市笠高字石生、角田市笠高字才ノ前(次の図のとおり)	角田市笠高字林、角田市笠高字才ノ前、角田市笠高字山口(次の図のとおり)	角田市笠高字林(次の図のとおり)	角田市笠高字林(次の図のとおり)	角田市笠高字林、角田市笠高字才ノ前、角田市笠高字山口(次の図のとおり)	角田市笠高字林、角田市笠高字石生(次の図のとおり)	角田市豊室字熊野前、角田市豊室字小豊室(次の図のとおり)	角田市豊室字中平(次の図のとおり)	角田市豊室字中平、角田市豊室字川南(次の図のとおり)	角田市豊室字上平、角田市豊室字中平、角田市豊室字川南(次の図のとおり)	角田市豊室字上平、角田市豊室字中平、角田市豊室字川南(次の図のとおり)

八幡沢12	八幡沢1	稲荷沢	薬師沢3	赤柴沢	宝竜沢	葛蒲沢の1	別当内	中丸	諏訪内	清台の3	清台の2	清台の1	松本	岩井田	山田の2	館前	寺前沢	湯沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
柴田郡柴田町大字富沢字作田、字土幡、字作田、字鍛冶内、字岩崎、字土神(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字富沢字八幡、字作田、字鍛冶内、字土神(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字富沢字深山、字井戸(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字富沢字中丸、字薬師荷、字宝龍、字岫(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字富沢字赤柴、字稲葉入(次の図のとおり)	柴田郡柴田町大字富沢字宝龍、字日向、字小当内(次の図のとおり)	角田市君萱字葛蒲沢、角田市君萱字別当内(次の図のとおり)	角田市君萱字中丸(次の図のとおり)	角田市平貫字追(次の図のとおり)	角田市平貫字清台(次の図のとおり)	角田市平貫字清台、角田市平貫字江合、角田市平貫字上(次の図のとおり)	角田市平貫字松本、角田市岡字内川(次の図のとおり)	角田市君萱字岩井田、角田市君萱字山田(次の図のとおり)	角田市岡字東谷、角田市岡字松本、角田市岡字館前(次の図のとおり)	角田市高倉字寺前(次の図のとおり)	内、角田市高倉字八幡坂、角田市高倉字椿坂、角田市高倉字上の松(次の図のとおり)			

作田沢	土石流	神、字岩崎、字鍛冶内（次の図のおり）
猪倉沢	土石流	柴田郡柴田町大字富沢字猪倉（次の図のおり）
深山の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字深山（次の図のおり）
日向	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字日向（次の図のおり）
薬師	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字薬師、字中丸（次の図のおり）
中丸	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字薬師、字中丸（次の図のおり）
小板葺	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字中丸、字深山、字小板葺、字薬師（次の図のおり）
深山の2	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字天神下、字田中前、字深山（次の図のおり）
土神	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字鍛冶内、字土神、字八幡（次の図のおり）
上谷前沢2	土石流	柴田郡大河原町大字大芝、柴田郡大河原町大字上谷前（次の図のおり）
上谷前沢3	土石流	柴田郡大河原町大字大芝、柴田郡大河原町大字上谷前（次の図のおり）
上谷前沢5	土石流	柴田郡大河原町大字上谷前（次の図のおり）
上谷前沢6	土石流	柴田郡大河原町大字上谷前（次の図のおり）
後戸場沢1	土石流	柴田郡大河原町大字後戸場（次の図のおり）
館前沢3	土石流	柴田郡大河原町大字館前（次の図のおり）
館前沢2	土石流	柴田郡大河原町大字館前（次の図のおり）
館前沢1	土石流	柴田郡大河原町大字館前（次の図のおり）
追入沢1	土石流	柴田郡大河原町大字追入（次の図のおり）
追入沢2	土石流	柴田郡大河原町大字追入（次の図のおり）
追入沢3	土石流	柴田郡大河原町大字追入（次の図のおり）

後田沢2	土石流	柴田郡大河原町大字後田（次の図のおり）
後田沢1	土石流	柴田郡大河原町大字後田（次の図のおり）
大井戸沢	土石流	柴田郡大河原町大字大井戸（次の図のおり）
小不沢	土石流	柴田郡大河原町大字小不沢（次の図のおり）
小不沢2	土石流	柴田郡大河原町大字小不沢（次の図のおり）
入沢1	土石流	柴田郡大河原町大字入（次の図のおり）
入沢2	土石流	柴田郡大河原町大字入（次の図のおり）
新屋敷沢	土石流	柴田郡大河原町新屋敷（次の図のおり）
鴻ノ巣沢	土石流	柴田郡大河原町小山田字鴻ノ巣（次の図のおり）
九蔵沢	土石流	柴田郡大河原町福田字九蔵（次の図のおり）
神山	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町金ヶ瀬字神山、刈田蔵王町宮字二坂、字籠石山（次の図のおり）
角の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町堤字角（次の図のおり）
角の2	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町堤字角（次の図のおり）
東の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町新寺字薬師（次の図のおり）
薬師の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町新寺字薬師（次の図のおり）
袖谷地	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町袖谷地（次の図のおり）
六角	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町小山田字六角（次の図のおり）
鴻ノ巣	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町小山田字鴻ノ巣（次の図のおり）
山崎の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡大河原町福田字山崎（次の図のおり）





入土	6 黄牛深畑の	5 黄牛深畑の	4 黄牛深畑の	3 黄牛深畑の	2 黄牛深畑の	1 黄牛深畑の	3 黄牛字名の	2 黄牛字名の	2 黄牛比良の	1 黄牛字名の	大柳津の2	茶臼の2	茶臼の1	石生	大土	橋本	入土の3	入土の2	沢田	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市津山町柳津字入土（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛深畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛深畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛深畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛深畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛深畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛深畑（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛石生（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛石生（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛比良（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字黄牛字名（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字大柳津（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字大土（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字橋本（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字入土（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字入土（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字沢田（次の図のとおり）	

山崎沢	後戸場沢2	作田沢2	蛇石沢2	平場沢2	岩ノ花沢	熊ノ前沢1	区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所	
とおり）	柴田郡大河原町大谷字後戸場（次の図のとおり）	柴田郡柴田町大字富沢字作田、字土神（次の図のとおり）	角田市高倉字北幕居、角田市高倉字柳沢、角田市高倉字南幕居（次の図のとおり）	角田市笠高字平場、角田市笠高字黒荷田、角田市笠高字大関（次の図のとおり）	角田市笠高字岩ノ花、角田市笠高字百々貫（次の図のとおり）	角田市豊室字熊野前、角田市豊室字小豊室（次の図のとおり）			

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第千四十九号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石生沢1	土石流	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
高畑沢1	土石流	登米市津山町柳津字黄牛田高畑（次の図のおり）	
高畑沢6	土石流	登米市津山町柳津字黄牛田高畑（次の図のおり）	
銅谷場沢	土石流	登米市津山町柳津字黄牛田深畑（次の図のおり）	
法師沢1	土石流	登米市津山町柳津字孫山（次の図のおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五十号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 ひより台二丁目地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十一号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 成田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十二号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 大清水地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県救急搬送情報共有システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部医療政策課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十年十月二十二日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社 仙台市青葉区中央三丁目二

番二十三号

五 契約金額 三千二百三十七万八千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行う固定式さし網漁業（以下「固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成三十年十一月三十日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島 山 喜 勝

一 制限期間

平成三十一年一月一日から平成三十一年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成三十一年一月一日から平成三十一年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域において固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙または固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

- 1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- 2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあつては船体の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- 4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。
- 5 朝さし網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、

必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。

6 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

7 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 固定式さし網漁業の制限（平成三十年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 操業期間 平成31年1月1日から同年2月28日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波崎崎王東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城県漁業調整委員会  
会長 嶋 山 喜 勝 印

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

(A4縦)

(様式第3号)

まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 ( 支所運営委員長 ) 印

※届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	届出者住所	届出者氏名

※印の欄は記載しないでください。

(A4横)

(様式第4号)

宮まだら固 第 号○

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

提出年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 ( _____ cm) 総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

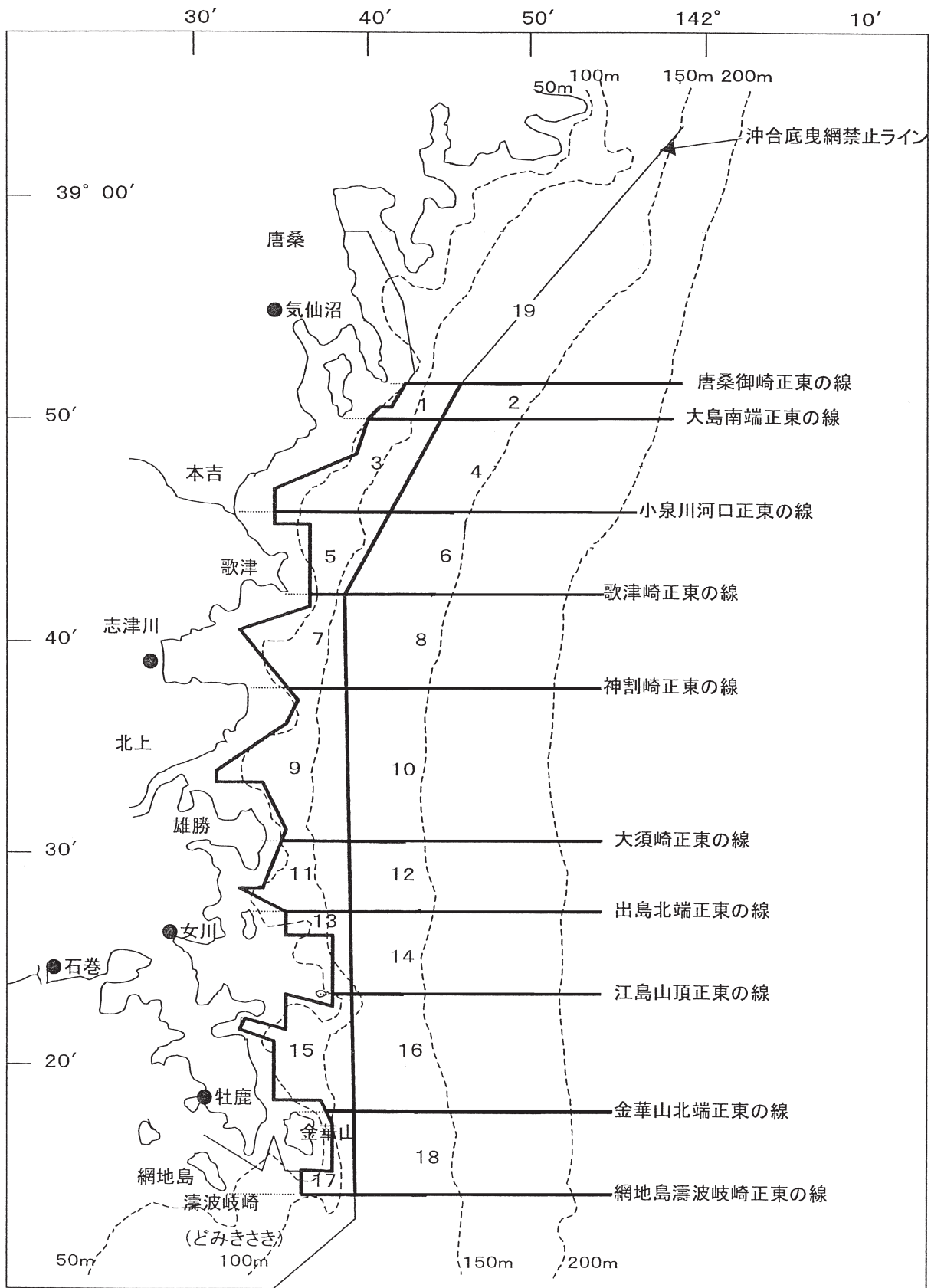
まだら固定式さし網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他( )	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。  
 ※金額は千円未満切り捨てて報告願います。



宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

平成三十年十一月三十日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

三 操業期間

平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

四による着業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進馬力	機関及び種類	操業時期	届出者		着業業種		
							住所	氏名	流し網	はえなわ	はもどう

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 九 (漁船登録番号 - )
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう  
(※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所屬漁協名	乗組員数	人
船名	目合：寸分 (cm)	
漁船登録番号	1張り当たりの総延長：m	
総トン数	1張り当たりの使用反数：反	
推進機関の種類及び馬力数	総使用張り数：張り (※何張り敷設しているか記入する。)	
	馬力又はキロワット式	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
			計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃料費	人件費	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○○人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他( )	( )	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他( )	( )	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成三十年十一月三十日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分